

市長による職員へのハラスメント事案はなかったことの報告について

令和3年8月23日

京丹後市役所

京丹後市ハラスメントの防止及びハラスメントのない快適な職場づくり推進委員会から、令和3年8月20日付け報告のとおり、令和2年5月16日市長就任以降の期間について、市長による職員へのハラスメント事案の申出はなかったことの報告（※）を受け、本日、京丹後市議会議長にその旨を報告しましたので、お知らせします。

（※）令和3年3月30日の京丹後市議会における問責決議において求められた議会への報告に対応するもの。

○参考資料

市長から京丹後市議会議長への報告書

〈お問い合わせ先〉

市長公室 人事課（電話0772-69-0150）

3 人事第 7 6 1 号

令和 3 年 8 月 2 3 日

京丹後市議会

議長 金 田 琮 仁 様

京丹後市長 中 山 泰

市長による職員へのハラスメント事案について（報告）

京丹後市ハラスメントの防止及びハラスメントのない快適な職場づくり推進委員会から、令和 3 年 8 月 2 0 日付け報告のとおり、京丹後市全職員（令和 2 年 5 月 1 6 日市長就任以降の退職者を含む。）に対して調査を行った結果、令和 2 年 5 月 1 6 日市長就任以降の期間について、市長による職員へのハラスメント事案の申出はなかったとの報告を受けましたので、ここに報告します。

令和3年8月20日

京丹後市長・中山 泰 様

京丹後市ハラスメントの防止及びハラスメントのない
快適な職場づくり推進委員会 委員長 見上 崇 洋

市長による職員へのハラスメント事案について（報告）

標記のことについて、別紙によって令和3年8月4日から8月17日までの間、京丹後市全職員（令和2年5月16日市長就任以降の退職者を含む。）に対して調査を行った結果、令和2年5月16日市長就任以降の期間について、市長による職員へのハラスメント事案の申出はありませんでした。

令和3年8月4日

各部等の長 様

市長公室長

ハラスメント事案の有無の確認について

令和3年3月30日の京丹後市議会における問責決議〈資料1〉を踏まえ、市長の職員に対するハラスメント事案の有無について、下記のとおり確認を行いますので、部等内職員に周知いただきますようお願いいたします。

記

1 対象者

全職員（令和2年5月16日市長就任以降の退職者を含む。なお、退職者へは人事課から連絡します。）

2 確認（申出）方法

令和2年5月16日市長就任以降、市長から職員に対しハラスメントと思われる行為を受けたり、見たり等〔※〕した場合は、次のとおり申出てください。

（1）申出先

次のいずれかに申出てください。

① 外部相談員

岩本 貴晴（いわもと たかはる） 弁護士
伸暁（しんこう）法律事務所 代表弁護士
住所：京都市中京区
電話：075-748-1910

② 内部相談員

人事課長 服部 忍（内線1150）
人事課主幹 坂戸 留美（内線1154）

（2）申出方法

- ① 外部相談員へ申出する場合・・・電話にて申出てください。
- ② 内部相談員へ申出する場合・・・直接又は電話、もしくは庁内メッセージのいずれかの方法で申出てください。

（3）申出期間

令和3年8月4日（水）～8月17日（火）

※準備等に時間を要し期間内に申出できない場合は、内部相談員（服部又は坂戸）に期間内にご連絡ください。

4 その他

- (1) ハラスメントと思われる行為については、京丹後市職員のハラスメントの防止等に関する規程（資料2）、京丹後市職員ハラスメント防止手帳（資料3）を参考にしてください。
- (2) 申出に当たっては、申出者等のプライバシーの保護及び秘密の保持を徹底し、申出を行った職員が申出を行ったことにより、不利益な扱いを受けることはありません。
- (3) 申出を受けた事案については、人事課長又は人事課主幹が本人等から聴き取りを行います。その後、必要に応じて、ハラスメントの防止及びハラスメントのない快適な職場づくり推進委員会（以下「委員会」という。）における調査又は審議を行います。
- (4) 委員会は、調査又は審議の結果を市長に報告し、市長は議会に報告します。

5 問い合わせ先

市長公室人事課長 服部（内線1150）・人事課主幹 坂戸（内線1154）
（人事課 外線電話 69-0150）

[※]京丹後市職員のハラスメントの防止等に関する規程第8条第6項 参照

相談員は、ハラスメントによる直接の被害者からの苦情相談のほか、次に掲げる職員からの苦情相談にも応じるものとする。

- (1) 他の職員がハラスメントを受けているのを見て不快に感じる職員からの苦情の申出
- (2) 他の職員からハラスメントであることの指摘を受けた職員からの相談
- (3) 部下等からハラスメントに関する相談を受けた指揮監督者からの相談